

第 2 4 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和 4 年 7 月 1 4 日 開 会

令和 4 年 7 月 1 4 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和4年7月14日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第24回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1番 伊藤精司 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 相田市三郎 委員
2番 小関善隆 委員	9番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 高橋祐弘 委員	10番 江口益美 委員	18番 樋渡由美 委員
4番 我彦正福 委員	11番 宮崎雅文 委員	19番 二宮啓一 委員
5番 佐藤利夫 委員	12番 遠藤伊一 委員	
6番 田代昇一 委員	13番 鈴木晃子 委員	
7番 佐藤孝義 委員	14番 大野澤進 委員	

欠席通告委員（1名）

17番 古畑功一 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根津 正孝
農地 主 査	宮原 功
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 任	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第4号 農用地利用集積計画について

### 2. その他

開 会 午前9時35分

根津補佐 これより第24回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。  
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を、5番 佐藤利夫委員のご発声にて  
よろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。  
それでは改めまして、再度会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 ご苦労さまです。

さっきお話したんですが、11日、県庁に行ってきました、資材高騰、燃料高騰あるいは農業委員会の法の改正ということで、いろんなことが変わってきたりしているということで、県知事に要請書を農業会議としておあげしてきたところでもあります。

農地法の下限面積の撤廃ということで、今までですと50アールなり30アール持たないと農地は買えないということになってきておったんですが、それを国では撤廃するというので、誰でも買えるような状況になるということですので、ふさわしくない人も買われるおそれがあるということですので、きちんとしたガイドラインをつくってもらいたいということで、国に要望するよというところが大半なところですよ。

資材高騰については、いろいろ県でも飼料や肥料についても現場を見ながら対応していきたいということで補助を出すということを知事も言っておりますので、多分そういったことで応援してくれると思っております。知事さんも前の日選挙で、月曜日だったものですから、いつもより何か機嫌がよい中で、我々要請してきたところでもありますので、言うことを聞いてくれるんじゃないかなと思ってきましたところですよ。あと、コロナも皆さん心配なされているわけですが、昨日、山形県で260人ということで東京では16,000人ということで、もう5月の状況にまた戻ったということで、我々の研修についても心配されるわけではありますが、事務局と連絡を取りながら適当な時期に判断を下す必要があるのではないかなと思っている次第でありますので、いろんな情報を収集しながら判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日はこの後、市長さんと議長さんに6月3日のひょうの被害についての要請書ということでブロック長さんに、ご同行願ひまして要請するということになっておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は大変お忙しい中、ありがとうございます。ご苦労さまです。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、17番古畑功一委員の1名です。出席者は19名中18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第24回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、12番 遠藤伊一委員、13番 鈴木晃子委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号11号から13号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田3筆 174.68㎡、畑1筆 261.00㎡、合計4筆 435.68㎡です。

受理番号11号 申請人 ○○○○ 所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は、昭和47年頃です。申請理由は、昭和47年頃より建物敷地及び通路として利用されているためです。

受理番号12号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は、昭和44年より前です。申請事由は、昭和44年に相続したが既に耕作されておらず、その後も農地としての利用がないためです。

受理番号13番 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成5年頃です。申請事由は、平成5年頃より耕作しておらず、農地としての利用がないためです。

以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないので、報告事案でありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告  
について、を終わります。  
次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知  
について、を議題といたします。  
議案の内容について、事務局の説明を求めます。  
宮原主査 (挙手)  
議長 宮原農地主査。  
宮原主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知につ  
いて。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があり  
ましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。  
受理番号19号から20号の計2件です。  
申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました  
筆数及び地積は田のみ3筆 2996.00㎡です。  
受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に  
つきましては記載のとおりです。  
受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に  
つきましては記載のとおりです。  
以上、ご審議よろしくお願いたします。  
議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項  
の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。  
全委員 なし。  
議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条  
第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。  
議長 次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を  
議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。  
宮原主査 (挙手)  
議長 宮原農地主査。  
宮原主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農  
地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を  
求めるため、委員会に付議いたします。  
受理番号15号から19号の計5件です。申請人及び土地の表示等につい  
ては、記載のとおりです。

申請のありました筆数及び地積は田1筆 1,043.00㎡、畑13筆 8,496.00㎡、合計14筆 9,539.00㎡です。

受理番号15番 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は、相手方の要望による賃貸借です。

受理番号16番 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は、相手方の要望による売買です。

受理番号17番 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は、その他による売買です。

受理番号18番 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は、その他による贈与です。

受理番号19番 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は、その他による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。それでは受理番号15号から19号を上程いたします。

1 1 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 11番。

1 1 番 11番 宮崎です。

受理番号15番の案件に関しまして、ご報告させていただきます。○○○〇さんと△△△△さんの賃貸借の契約です。以前から○○○○さんは、リンゴ畑やサクランボ等、果樹を経営されておりまして、高齢によりどなたかに譲りたいと農業委員会事務局に相談にいらしておりました。受手の△△△△さんは、以前、新規就農で○○地区でいろいろ頑張っているということでしたが、△△の○○推進委員の下でリンゴの手伝いをしていたということで、自分で畑を持って果樹をしてみたいという本人の希望があったようでございまして、今回紹介させていただきます。○○さんも若い方にぜひ頑張ってほしいということで、△△△△さんが果樹デビューという形になるんですが、周りの方々にもいろいろ助けられながら、頑張っていたきたいと思います。許可相応と思います。

よろしくお願ひします。

議 長 16号。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2 番 それでは、16号についてご説明を申します。住所、地番等については記載のとおりであります。場所については、○○と△△のちょうど境目辺り、

外の〇〇〇〇の圃場整備がされているところであります。そこに△△さん所有の田んぼがあって、一部〇〇さんの圃場が作り置きとしてあるということで、現在△△△△でここを耕作しております。

〇〇さんについては、農業をやめているということで、その息子さんについても農業をしないということでありますので、息子さんが処分をしてほしいという希望があって、△△さんに買ってほしいという依頼がありました。それで、以前から作付しておるものですから、それを購入するということがありました。△△さんは、その〇〇〇〇の構成のメンバーでありまして、ご存じのとおり集落営農が主体でありますので、農地を出してそれであすなろで運営をしているということでありますので、△△さんが農地を所有し、〇〇〇〇に貸付けをするというようなことでありますので、問題ないと思われ

ます。

よろしくお願いを申し上げます。

9 番  
議 長  
9 番

(佐久間英之委員 挙手)

17号は9番。

9番、佐久間です。17号について、ご説明を申し上げます。場所につきましては、通称〇〇線と申しまして、△△△△から〇〇を通りまして、△△に行く県道沿いでありまして、〇〇地区でありますので、△△推進委員と共に場所も確認をしております。先日、〇〇さんにもお話をお聞きしまして、△△△△さんであります。地元にはいらない方でありまして、実家にはお母さんが一人でということでありまして、〇〇〇〇さんの家の近くの農地でありますので、そこを△△さんが買い受けるという形であります。地区としましても許可相当であろうと思っております。皆様のご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

18号。

(山王堂民榮委員 挙手)

16番 山王堂委員。

18号、19号は、会長の調査地区ですので、代わって報告いたします。

渡人、受人、地積等は議案書記載のとおりです。場所は〇〇〇〇の東側にありまして、もともと兄からもらった土地なんです。農地をつくれないうことで実家の甥にもらってもらいたいということで贈与の申請です。何ら問題ないと思ひます。

19号は、これも受人、渡人は議案書記載のとおりでございます。福島県の方ですが、こちらに農地を求め、こちらでも暮らしたいと2拠点の生活をしたいということで、農地を購入するものです。何ら問題ないと思われ

ので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長            それでは、ただいまの受理番号15号から19号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員            なし。

議 長            ないので、受理番号15号から19号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員            異議なし。

議 長            異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査            (挙手)

議 長            瀧口主査。

瀧口主査            議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号8号から11号の計4件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は田1筆 328.00㎡、畑4筆 1,239.00㎡、合計5筆 1,567.00㎡です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、来客用駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の1種農地です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は事業敷地の拡張のためです。こちらは既存施設の拡張の1種農地です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長            この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願ひいたします。それでは、受理番号8号から11号を上程いたします。

1 1 番            (宮崎雅文委員 挙手)

議 長            11番 宮崎委員。

1 1 番

1 1 番 宮崎です。

8号の案件に関しまして、ご報告させていただきます。貸人、借人ともに記載のとおりとなっております。受人の〇〇〇〇さんが不動産管理業を営んでおりまして、位置図をご覧いただければと思います。△△△△東側の土地になるんですが、申請地の隣に申請者の自宅がありますけれども、東側の〇〇〇〇さんのところに△△△△さんという商業施設を建設されました。その駐車場用地が不足しているということで、今回母親の土地をお借りして来客用駐車場として造成したいという内容でございます。事前着工等はありませんでした。7月5日に代理人の〇〇行政書士さんとお話しして、確認いたしました。問題ないと思われま

す。よろしくお願

議 長  
5 番  
議 長  
5 番

いいたします。

9号。  
(佐藤利夫委員 挙手)

5番。

5番 佐藤です。それでは受理番号9号につきまして、調査結果をご報告申し上げます。申請人、土地の表示につきましては記載のとおりであります。今回は、借人の〇〇〇〇さんという方外1名になっておりますけれども、この方は△△△△さんの娘さんのお婿さんで、今現在、同居している方ではありますが、今回、一般住宅の建設ということで、申請してくれたようでありまして、場所は〇〇〇〇線、△△△△さんから真東に行った途中でありまして、第1種農地ではありますが、集落接続ということで問題ないかと思われま

す。事前着工もないようですので、許可相当と思われま

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

すので、皆様方のご審議をよろしくお願

いいたします。  
以上です。  
10号。  
(山王堂民榮委員 挙手)

16番 山王堂委員。

受理番号10番について、調査結果を報告いたします。渡人、受人、地積等は議案書記載のとおりでございます。〇〇〇〇が△△さんから土地を求めて、雪捨て場の造成をするということです。隣地の農地の影響もなく、1種農地ではありますが、何ら問題ないと思

います。また、事前着工もされてお

議 長  
1 6 番

りません。  
11番も続けていいですか。  
お願いします。

これは会長の調査地区ですので、代わって報告いたします。これも渡人、受人、議案書記載のとおりです。地積等も議案書記載のとおりでございます。

場所は〇〇町、〇〇町は△△よりちょっと東へ行ったところなんですけれども、そこに位置しております。〇〇〇〇さんは以前ここへ住んでいましたが、今施設にいるということで、ここの土地を買ってほしいということで、△△さんに買ってもらったということです。雪捨て場にするということでございます。これも何ら問題ないと思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの8号から11号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号8号から11号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

9 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 9番 佐久間委員。

9 番 私の案件でありますので、退席してもよろしいでしょうか。

議 長 どうぞ。

(佐久間英之委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号5号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号5号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ1筆 2,640.00㎡、合計も同様です。

受理番号5号 貸人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号5号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、の受理番号5号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

議 長 佐久間委員、入ってください。

(佐久間英之委員 入室)

それでは、さきの受理番号5号を除く受理番号1号から6号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号5号を除く1号から6号の計5件です。内訳は、売買による所有権移転が2件、新規の貸借権の設定が2件、貸借権の再設定が1件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田9筆 16,325.00㎡、畑8筆 2,081.00㎡、合計17筆 18,406.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、さきの受理番号5号を除く受理番号1号から6号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

- 議 長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、さきの受理番号5号を除く受理番号1号から6号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
- 以上で、1の提出議案について、の審議は終了いたしました。
- 続いて、2のその他に移ります。
- 農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。
- 今回は、6番 田代昇一委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。
- 6 番 6番 田代です。
- 先ほど、新規就農者ということで〇〇さん、認定書を授与されました。令和4年度から始まった第1号だということでありまして、ご指導くださる相田委員並びに山王堂委員、一生懸命ご協力よろしくお願ひしたいと思います。私の話はこれと類似をしているところではありますが、中身は大分違ってしますので、皆さんのご協力をいただきたいということでございます。
- 宮崎委員、19名の中であなたが一番若いんですが、御年何歳で農業はいつからされていたか、ちょっと教えてください。
- 1 1 番 事情聴取のようですけども、41歳です。35歳のときに父にそろそろ戻ってこないかということで、県外におったのですが帰ってまいりまして、農業を親元就農ということでスタートいたしました。
- 6 番 ありがとうございます。6年前くらいですね。
- 1 1 番 6年前くらいです。
- 6 番 親元就農されたときに、家業としてやっておられた営み内容と、あなたがやられて何か違うことされましたか。ごめんなさい。そのまま継がれましたか。
- 1 1 番 最初は、父がいた頃はやはり従ってやっていたのですが、三、四年ほど前に父が亡くなりまして、ちょうどよいというか申し訳ないんですけども、自分の好きなように今はやらせていただいております。
- 6 番 じゃあ代々続いた家業は息子さんであるあなたがされたと、ということで当時の農林課とかいろんなどころに行って、俺、今度百姓することになったけれども、何か俺に特別な手当てみたいなのないかと言ったときなかったですね。
- 1 1 番 そうですね。
- 6 番 私はそのことが非常に大事でして、今日も前回はそうですが、新規就農された方、改めて農家をやるということで計画を出されて、それなりの補助はいただけると思います。頑張れよと。先ほどの話だった激励金ということで、あとはその方々がどうやったというような腕の見せどころ、うまくいくも悪

くいくもその方々の腕の見せどころ、腰の入れようだと思います。同じく新規就農という言葉よりも初めて農業したという青年、もしくは淑女がおられると思います。

ただ、私の耳には、学校を卒業してすぐ新人で家業を継がれた女性は、ちょっと私聞いたときないので、大抵男性、俗に言う息子さん、じいちゃんばあちゃんから言うと孫さんということです。その方々が家業を代々続いたやつを絶やさないと、俺もこれから頑張るぞというすごく燃えています、それだけでいくとその方には何の恩典もないんですね。私も調べました。代々続いている家業をやりながら、その若き青年たちが違うものを作付すれば補助は出る。が、ずっと続いていることを自分も参画してやったときには何のプラスごとがないと。3月に大抵の学校が卒業式になって、大抵の職場が4月から新入社員、市役所で言えば新入職員を迎えることになると思います。そのときにお嬢様かお坊ちゃまかの父ちゃん方のじいちゃんばあちゃん、母ちゃんのほうのじいちゃんばあちゃん、おーい何々頑張れよ、おーい何々ちゃん頑張れよ、ということで就職祝い金をくれると思うんです、かわいい孫に。けれども農業を継いだ人には、じいちゃんばあちゃん誰もくれない。正直、誰もくれないのよ。宮崎さんももらったか。旅に行ったときはもらったべけれども。（「就職したときはそうですね」の声あり）こっちに帰ってきて、多分もらわなかったと思うんだ。本当、笑い事でなくて。就職したというと、自分のうちから離れてどこかに就職した、自宅から通っても、家業であるのと違ってくる、大抵みんなお祝いもらうよね。ただ、家業を継いだ人は、お祝いはもらわないわけよ。制度としてもないわけよ。これではますます離れていくと、継がないと。

それじゃあ食い止める策と言うとちょっと語弊がありますが、そういう若き人にも新規の学卒ですよ、先ほど就職されて何年かたったでなくて、新規で、今まで学校に行っていたのがそのまま家業を継ぐと、新しく栽培も取り組むわけじゃなくて、今までやっていたやつを習得してこれから頑張るという人たちにこれ言葉を換えると激励金、これを俺は出すべきだし出さないといけないと思います。これはここで言う農業委員会、あと農政、あとお金がからむので財政、あと最後は議会にかかれば議員の合意を得て成立するものだと思います。そうでないとこれからの農業、若い人離れていく。まずは新人就農者、新規というより新人就農者に、おーい頑張れよということがないといけないと。

あとまた宮崎さんの話になるけれども、帰られて農家を継がれると、それが10年後か5年後か3年後か分かりませんが、改めて基盤である地盤である農業を営んでくれるという人にも、額は何ぼだとは言えませんが、そうい

うことで、おーい頑張って頼むぞということをやめるべきであろうと。これを今度違う業界にしますと、老舗の商店がある、代々続いている会社があると、初代、2代までは頑張るよね。3代目あたりから、いや、じいちゃんと父ちゃんの格好見ている俺は継ぎたくないということで、いろんな技量を持っているいろんな方々とお付き合いしたその組織がなくなっていくと、そして各市町村もそうでしょうけれども、そういうのを正式な名前ちょっと頭に出てこないんですが、誰か次継いでくれる人いないかというのが今の世の中の風潮です。

でも農業はそういうこといきませんから、代々続くとこれをずっと継承できるように、何か一つプラスごとを皆さんもお気づきお考えだと思いますが、やっていければと、あら、米沢も何だ、やっているというのがあれば、農業の人口確保まではいかないと思いますが、営みは十分にできるんじゃないかと、米沢でも大分、この資料見てもそうですけれども、もうやめるか、駄目だから売ろうという状態、状況です。これを若い人が頑張るという意欲を持っている方々もいると思いますので、これにひとつ1億とか2億なんて言わないから、1万でも2万でも激励金制度というのを新設していただければ幸いです。

以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの田代委員の提案というか話題提供について、皆さんから質問なり、意見等ございませんか。

2番 考えてもみななかったけれども、就職祝いはかなり親戚にやったんだけど、就農祝いはもらってなかったなと思って。本当は就職すると同じなんだろうけれども。やはり親元に就農する人は、当たり前だと、世間一般は行政しかりそう皆思っていると、農業というのは本当は、やはり家族農業といって先祖代々何千年も前から親の受け継いだ農地を引き継いでやってきたと、いつの時代からか会社つくってそれでやるのが農業を守ることだというような国の考えとか、これから農業を持続していく上で、それが正解だか何だか分からないけれども、やはり自分の財産を守りながらそういうことをしていくということが、一番長続きすることかなという気はしているのよ。だから、そこに目を向けていくというのは、これからも遅くないだろうから、やはり親元就農して農地を守っていくのが大前提でないかなと、今、耕作放棄したのも誰かが守っていくと、やはり農地持っている人自らがやはり守っていくということでなかったら、簡単に農地は荒れていくだろうし、制度的にそういうところに向かうように何か考えていかないとなという気はします。

以上。

議長 ありがとうございます。〇〇の△△△△、テレビで映っていて、卒業生

全員九十何名かな、その人たちの就職なり自営するとかというのが決まったという報告がテレビでありましたので、多分近くの方にも〇〇の△△△△卒業して農家を継ぐという方おられると思います。あと、9月に市長との懇談会、お話し合いありますので、そういったときにでも、なお提案していただければと思います。

6 番 議 長 　それで、この会議終わって、その後広報委員会があります。108号の表表紙に今春卒業されてすぐ自宅で農家を営んだという方を今回、表表紙にさせていただきますので、よろしくお願いします。

　非農家の人で〇〇〇〇の今3年生で、牛飼いをしたいということで、大学に進みたいということで、その子もうちに研修に高校2年生のときだか来て、今度〇〇で5年に1回行われる全国の牛の共進会に〇〇〇〇も出るけれども、手入れした牛が、△△の全国大会に行くことに決まりましたと言って、仙台で予選会あってそういうことで決まりましたので、〇〇に行ってきますなんてご挨拶に来ていったんけれども、高校3年生。だからそういう子供もいるなと思っていますので、なかなか全体的にすれば後継ぎというのは減っているけれども、そういう意欲ある子供がいるんだなということを最近、目にしておりますので、ご報告したいと思います。

　年間山形県357人の新規就農者いるわけですが、年間1,400人もやめていくわけですから、充足率は確かに足りないわけですが、やはり若い人に託すほかないので、米沢市としてもやはり何か今、田代さんが言うようにけじめとか何かということで、激励金というのがあればみんなから応援されているんだからやめられないなというような決意になると思いますので、確かに必要だと思います。

　山王堂委員何かないですか。

1 6 番 　ご指名ですので。私も6年間サラリーマンをして、最初、就職祝い金とか入学祝い金をもらって東京に行きまして、25までは社長になりたいとか何かなりたいなと目標持っていました。到底なれないなということで米沢に帰ってきて、親に農業していいかと言ったら反対されて、俺の代でやめていいからと言われたんだけれども、何で農業していいかと言ったかという、やはりハウスなり土地なりがただで使えるというのが一番でした。あるものを使えばただでそこから利益上げられるという、外国だと親子でも売買だそうです、土地なんか。日本は相続とかただで使えると、こんないいことはないなと思って、そこからこれ始めたときたばこ8反だったんだけれども、最終的に4町歩まで伸ばして、東北で一番くらいになったんだけれども、あと目標達成したからいいかと思ったら、今度息子にしたいなんて言われて、息子も10年サラリーマンしていたんだけれども、俺の場合は反対しなかった

な。そのとき農業委員もしろなんて言われたから、農業はやめられないなど思っていたもので、いろいろ後継ぐというのも家庭の問題もあるから。あと作物の利益の上がる作物、利益の上がない作物、やはり親見ている借金だ、大変だなんていうんだったら継がないし、やはり、ちょっとこれから議長にも行くんだけど、経営をある程度格好つけて、借金あっても苦労したように見せないでやっているんだよと議長も言っていたけれども、そうして見せないと大変だ大変だというやはり息子も継がないし、今でも逆に俺はお手伝い、息子に経営権は渡して、お手伝いということでやっております。そして、機械とかそういうのは息子買えないから、今の縮小した規模の農家では、援助して私の道楽でやっております。

以上です。

議長  
15番

ありがとうございました。新規就農者に関して何か相田委員ないですか。

15番 相田です。やはりお金のことは一番大事だと思いますけれども、我々農業した頃はみんな仲間がいて、同級生や先輩がいて田んぼに行っても畑に行っても誰とでも農業の話したり、世の中の話したりいろいろなことできた時代でしたけれども、今は新規就農とか地区見ても1人か2人になってしまっているから、私の周囲では、女の人5人と男の人の同じような年代で交流を持ってもらって、そういう活動を今やっています。仲間がいなくてとにかくこれからは一人で大丈夫と言っても大変だと思います。だから、各地区で交流つくったり、その仲間がいなくてほかの地区との交流を持って、そういう場をつくってあげて、そういうことが大事じゃないかなと私は思っています。お金も大事ですけど、そういう取組をしていったほうがいいんじゃないかなと、今頑張ってくれる、今回の新規就農でもノーカーズという7人の会をつくって飲んだり食べたりしているようですけれども、そういうことを各地区で増やして、また〇〇で広がって、交流持つような場をつくってあげないと、なかなか大変ではないかなと思っています。

以上です。

議長

昔はいっぱい新規就農者たちがいたから、米沢市あたりも農業研究会なんていう組織があって、そういったことで農林課の職員が張り付いて寝泊まりを一緒にして、あと先進地に研修に1週間みんなで行ったり、地域も市も新規就農者というか後継者を応援してもらった時代だった、大変その頃はいい時代だったんだけど、今はなかなか新規就農者少ないということで、仲間づくり本当に大事だと思いますから、ぜひ皆さんによるしくお願いしたいと思います。

そのほかありますか。

なければ、話題提供については終了いたします。そのほか皆さんから何か

ございませんか。

1 8 番 (樋渡由美委員 挙手)

議 長 樋渡委員。

1 8 番 1 8 番 樋渡です。先日の農地相談のときに皆様に配っていただいたのですが、生活困窮者等への支援物資を今年度も行いたいと思います。有志の方たちにご協力をいただきたいと思います。農業委員の方々が次回の定例総会の8月10日の日、推進委員の方には次回の農地相談8月5日にご協力いただきたいと思います。詳細については、配っていただいた案内をご覧くださいと思います。

よろしくをお願いします。

議 長 どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そのほかありませんか。

3 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 3 番。

3 番 3 番 高橋祐弘です。視察、研修についてですが、今会長がおっしゃったとおりコロナの感染状況、山形県、全国的に第7波ということで報道機関で報じられている状態でございます。そういったことで27、28予定されているわけですが、最終の判断は何日頃になるのでしょうか。

議 長 根津補佐。

根津補佐 27日からということで1週間前の19日にある程度判断させていただきたいと思っております。ただ行動制限等まだ今のところない状況ですので、このままであれば、きちんとした感染対策を行っていきたいと考えております。

議 長 それでは、これをもって本日の日程を終了いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年7月14日（木）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

遠藤 伊一

議事録署名委員

鈴木 晃子